

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険事業の安定的な運営のため、国が改正した介護保険法施行令の規定に基づき、令和8年度の介護保険料は税制改正前の控除額で算定します。また、本人や世帯の市町村民税課税状況についても、同様に改正前の控除額で判定します。

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料 (令和8年度)

保険料段階 (保険料率)	対 象 者		保険料年額(円)
第1段階 (基準額×0.285)	本人が住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者又は合計所得金額※と課税年金収入額の合計額が82万6千5百円以下	21,500
第2段階 (基準額×0.485)			36,600
第3段階 (基準額×0.685)			51,700
第4段階 (基準額×0.90)	本人が住民税非課税	世帯内には住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6千5百円以下	68,000
第5段階 (基準額×1.00)			75,600
第6段階 (基準額×1.20)			本人が住民税課税
第7段階 (基準額×1.30)	合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満	98,200	
第8段階 (基準額×1.50)	合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満	113,400	
第9段階 (基準額×1.70)	合計所得金額が320万円以上かつ420万円未満	128,500	
第10段階 (基準額×1.90)	合計所得金額が420万円以上かつ520万円未満	143,600	
第11段階 (基準額×2.10)	合計所得金額が520万円以上かつ620万円未満	158,700	
第12段階 (基準額×2.30)	合計所得金額が620万円以上かつ720万円未満	173,800	
第13段階 (基準額×2.40)	合計所得金額が720万円以上	181,400	

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び、第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。